

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	16	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	小規模事業者の振興を図るための税制措置の整備		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 小規模事業者の進行を図るための「基本法」の制定等と合わせて、小規模事業者の約6割を占める個人事業主について、純損失の繰越控除期間の延長、生計一の親族に対する対価の必要経費算入の措置を講ずる。</p> <p>・ 特例措置の内容 小規模事業者の振興を図るための「基本法」（平成26年通常国会への提出を検討）の制定等と合わせて、小規模事業者の約6割を占める個人事業主について、青色申告を行う個人事業主が、適正な契約に基づき、生計を一にする配偶者その他の親族に、当該事業から生ずる対価（地代、家賃、借入金利子等）を支払った場合には、その支払った金額を当該個人事業主の必要経費に算入することを認めるとともに、純損失の繰越控除期間を3年から5年に延長する等の所要の措置を講ずる。</p>		
関係条文			
減収見込額	<p>[初年度] ▲12,731 （ ） [平年度] ▲12,731 （ ）</p> <p>[改正増減収額] — （ ） （単位：百万円）</p>		
要望理由	<p>（1）政策目的 中小企業の多様で活力ある成長発展に当たっては、小規模企業が、地域の特色を活かした事業活動を行い、就業の機会を提供するなどして地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与するとともに、創造的な事業活動を行い、新たな産業を創出するなどして将来における我が国の経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有するものであることに鑑み、独立した小規模企業者の自主的な努力が助長されることを旨としてこれらの事業活動に資する事業環境を整備する。</p> <p>（2）施策の必要性 第183回通常国会で成立した改正中小企業基本法においては、中小企業の多様で活力ある成長発展に当たっては、小規模企業が、地域における経済の安定及び生活の向上に寄与するとともに、創造的な事業活動を行い、我が国の経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有するものとされている。 これを踏まえ、全国366万の小規模事業者の活力を引き出すことが日本経済の再生に不可欠であるとの認識の下、小規模事業者に焦点を当て、その振興を図るための「基本法」（平成26年通常国会への提出を検討）の制定等を検討している。 小規模企業の約6割は個人事業主が占めているが、小規模企業は、一般的に経営資源の制約が大きく、利益率は全ての業種で、中規模企業を下回るなど、厳しい経営環境に置かれている。一方で、小規模企業の経営状況や経営力は一様ではなく、小規模企業には、企業の段階等に応じたきめ細かな対応が必要である。 個人事業主については、税制上、解決すべき課題も多く、開業段階で見ると、親族から開業資金の借入を行った上で個人事業主として開業する場合や、個人事業主の親族が新たに別の事業分野を立ち上げ、当該個人事業主の事業と親族の新事業との間のコラボレーションで創造的な事業活動を行う場合に、生計一の親族間では、事業から生ずる対価の支払は必要経費に算入されていない。また、個人事業主の純損失の繰越控除期間は3年間となっているが、開業直後は売上げも十分に立たずに、開業費用分の赤字が3年間では吸収できないことや、事業を継続していく中で、大規模取引先の倒産等予期できない事象の発生により大規模赤字が発生し、3年間では吸収できないこと等がある。 そのため、個人事業主の純損失の繰越控除期間の延長を図ること等の措置を講ずることにより、小規模企業の振興を図ることが必要である。</p>		

本要望に 対応する 縮減案	該当なし
---------------------	------

ページ	—
-----	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 取引・経営の安心
	政策の達成目標	小規模企業の約6割を占める個人事業主の振興を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間の措置
	同上の期間中の達成目標	政策目標に同じ
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>(適用期間内における適用事業者数)</p> <p>○純損失の繰越控除期間延長の適用者 平成26年度 12,096人 平成27年度 12,096人 (出典)「統計年報申告所得税」平成23年分 国税庁を元に中小企業庁試算</p> <p>○生計を一とする親族間で事業から生ずる対価の特例の適用者 平成26年度 581,132人 平成27年度 581,132人 (出典)「統計年報申告所得税」平成23年分 国税庁を元に中小企業庁試算</p>
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>平成21年経済センサスによれば、小規模企業367万社のうち個人事業主は230万社、約6割を占めている。他方で、個人事業主の開業率は、2001年～2004年の3.5%、2004年～2006年の4.8%に対して、会社の2001年～2004年の3.6%、2004年～2006年の5.6%を下回っている。</p> <p>また、個人事業主の置かれている経営環境は厳しく、赤字割合は増加傾向にあり、個人事業主の廃業率は、2001年～2004年の6.4%、2004年～2006年の6.6%に対して、会社の2001年～2004年の5.5%、2004年～2006年の5.5%を上回る。</p> <p>こうした中で、個人事業主についての税制措置を講じることは、創業を含む創造的な事業活動を促進するとともに、経営の安定化に資するものであり、小規模企業の振興を図るために有効である。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p> 個人事業主の純損失の繰越しについては、担税力の復活を図るための措置であり、その性質は法人における青色欠損金の繰越しと異なることはないと考えられる。青色欠損金の繰越しについて、法人は9年認められていることと比較し、個人事業主では、現行3年しか認められていない一方で、経営環境が厳しい個人事業主の純損失の繰越期間を延長することは、個人事業主の担税力を回復し、将来に渡って税負担を求めるものであることから、妥当な措置である。 </p> <p> また、個人事業主と親族の間の対価支払について必要経費への算入を認めることは、個人事業主の創造的活動を促進することにつながると同時に、支払った個人事業主が所得の金額の計算上、必要経費に算入する一方で、受け取った側では収入金額に算入することとなるので、税込上も余り大きな影響を及ぼすことがなく、既存の個人事業主を残しながら、新規開業を誘引する措置として妥当である。 </p>
	ページ	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—
ページ	—